

平成 30 年度

会津若松市 一般会計 歳入歳出決算審査意見書  
特別会計

会津若松市基金運用状況審査意見書

会津若松市監査委員



# 会津若松市一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書

## 目 次

|    |                                |    |
|----|--------------------------------|----|
| 第1 | 審査の種類                          | 1  |
| 第2 | 審査の対象                          | 1  |
| 第3 | 審査の着眼点                         | 1  |
| 第4 | 審査の主な実施内容                      | 1  |
| 第5 | 審査の実施場所及び日程                    | 1  |
| 第6 | 審査の結果                          | 2  |
| 第7 | 審査の意見                          |    |
|    | (1) 一般会計意見                     |    |
|    | ① 収支状況について                     | 2  |
|    | ② 歳入状況について                     |    |
|    | 1) 財源種別からみた歳入の状況               | 3  |
|    | 2) 主な自主財源・依存財源の状況              | 4  |
|    | 3) 主な一般財源・特定財源の状況              | 5  |
|    | ③ 歳出状況について                     |    |
|    | 1) 目的別経費の状況                    | 6  |
|    | 2) 性質別経費の状況                    | 7  |
|    | ④ 財政状況について                     |    |
|    | 1) 財政指標の状況                     | 9  |
|    | 2) 市債管理の状況                     | 10 |
|    | ⑤ まとめ                          |    |
|    | 1) 収支状況について                    | 11 |
|    | 2) 歳入・歳出状況について                 | 12 |
|    | 3) 財政状況について                    | 13 |
|    | (2) 特別会計意見                     |    |
|    | ① 収支状況について                     | 15 |
|    | ② 一般会計からの繰入金について               | 16 |
|    | ③ 特別会計の市債残高について                | 17 |
|    | ④ 各特別会計の収支状況について               |    |
|    | 1) 国民健康保険特別会計                  | 17 |
|    | 2) 介護保険特別会計                    | 20 |
|    | 3) 下水道事業・農業集落排水事業・個別生活排水事業特別会計 | 22 |
|    | 4) 湊町簡易水道事業・西田面簡易水道事業特別会計      | 25 |
|    | 5) 観光施設事業特別会計                  | 26 |
|    | (3) 財産に関する調書意見                 |    |
|    | ① 一般会計                         | 29 |
|    | ② 特別会計                         | 30 |

## 凡 例

- 1 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。
- 2 構成比(%)は、合計が100となるよう一部調整している。
- 3 符号の用法は、次のとおりである。
  - 「－」……該当数値がないもの、算出不能なもの又は増減率において無意味なもの
  - 「0.0」……数値が0のもの又は該当する数値はあるが単位未満のもの
  - 「△(数値)」……負数
- 4 文中で用いるポイントは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

# 決算審査意見書

## 第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項の規定による決算審査

## 第2 審査の対象

平成30年度会津若松市一般会計歳入歳出決算

平成30年度会津若松市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成30年度会津若松市湊町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度会津若松市西田面簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度会津若松市観光施設事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度会津若松市下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度会津若松市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度会津若松市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成30年度会津若松市個別生活排水事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度会津若松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

## 第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第8 決算審査の着眼点」に基づき、市長から提出された、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率的に執行されているか等を主眼として審査を行った。

## 第4 審査の主な実施内容

会津若松市監査基準に準拠して決算審査を行ったところであり、審査に付された決算書類が適正であるかどうかを検証するため、その計数について関係諸帳簿及び資料との調査照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、決算計数の正否、予算の執行状況など、財務事務全般にわたり審査を行った。

## 第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室

審査実施日程 令和元年6月21日から令和元年8月6日まで

## 第6 審査の結果

審査に付された決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、関係帳簿、証書類等を照合精査した結果、計数は正確であり、予算の執行など財務に関する事務については、おおむね適正であると認められた。なお、審査意見は次のとおりである。

## 第7 審査の意見

### (1) 一般会計意見

#### ① 収支状況について(表1 一般会計決算収支の状況、表2 実質収支比率の推移)

一般会計の収支については、歳入総額 51,588,388,765 円(前年度比 2.2%減)、歳出総額 49,429,143,273 円(前年度比 2.4%減)となり、歳入歳出差引残額(形式収支)は 2,159,245,492 円(前年度比 3.3%増)となった。

実質収支は翌年度へ繰り越すべき財源 128,643,877 円を差し引くと 2,030,601,615 円(前年度比 7.9%増)となり、前年度と比較し 149,216,098 円の増となったが、収支の黒字幅の指標として用いられる実質収支比率(実質収支額÷標準財政規模×100)では、本市は 7.2%(前年度比 0.6ポイント増)で、一般的に望ましいとされている3~5%を上回っている。

これを他市の平成 29 年度決算ベースと比較すると、県内各市平均の 8.0%を下回り、全国の類似団体平均の 4.8%を上回っている状況にある。

平成 30 年度の実質収支から平成 29 年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 149,216,098 円の黒字となった。これは前年度からの剰余金の増加を表している。

また、実質単年度収支については、平成 30 年度において、財政調整基金の取崩しを行わず、前年度を超える額の積立を実施したため、平成 29 年度を大きく上回る 453,064,770 円の黒字となった。

以上のとおり、形式収支、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支のいずれも、平成 29 年度に引き続き黒字であり、直ちに収支不足に陥りかねないといった状況にはなく、収支状況に問題はない。

表1 一般会計決算収支の状況

(単位:円・%)

| 区 分                                | 平成 30 年度       | 平成 29 年度       | 前年度比較          |          |
|------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------|
|                                    |                |                | 増減額            | 増減率      |
| 歳入決算額 (A)                          | 51,588,388,765 | 52,729,810,201 | △1,141,421,436 | △2.2     |
| 歳出決算額 (B)                          | 49,429,143,273 | 50,640,513,452 | △1,211,370,179 | △2.4     |
| 形式収支 (C) = (A) - (B)               | 2,159,245,492  | 2,089,296,749  | 69,948,743     | 3.3      |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 (D)                   | 128,643,877    | 207,911,232    | △79,267,355    | △38.1    |
| 実質収支 (E) = (C) - (D)               | 2,030,601,615  | 1,881,385,517  | 149,216,098    | 7.9      |
| 実質収支比率                             | 7.2%           | 6.6%           | 0.6            | —        |
| 単年度収支<br>(F) = 30 年度(E) - 29 年度(E) | 149,216,098    | 75,129,538     | 74,086,560     | —        |
| 財政調整基金積立金 (G)                      | 303,848,672    | 338,914        | 303,509,758    | 89,553.6 |

|  |             |             |              |    |
|--|-------------|-------------|--------------|----|
| 地方債繰上償還金 (H)                           | 0           | 423,559,624 | △423,559,624 | 皆減 |
| 財政調整基金取崩額 (I)                          | 0           | 496,276,000 | △496,276,000 | 皆減 |
| 実質単年度収支<br>(J) = (F) + (G) + (H) - (I) | 453,064,770 | 2,752,076   | 450,312,694  | —  |

※歳入決算額(51,588,388,765 円)には、未還付分 2,791,295 円が含まれている。

表 2 実質収支比率の推移(普通会計ベース)

(単位:%)

| 区 分    | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 類似団体平均<br>(平成 29 年度) | 県内各市平均<br>(平成 29 年度) |
|--------|----------|----------|----------|----------------------|----------------------|
| 実質収支比率 | 6.3      | 6.6      | 7.2      | 4.8                  | 8.0                  |

## ②歳入状況について

歳入については、「財産収入」1,121,748 千円の増、「地方消費税交付金」124,884 千円の増、「繰越金」40,241 千円の増等があったものの、前年度と比較すると 1,141,422 千円の減となっており、これは主として、「繰入金」986,330 千円の減、「国庫支出金」453,783 千円の減、「地方交付税」375,008 千円の減、「市債」262,200 千円の減、「市税」147,272 千円の減、「県支出金」111,788 千円の減など減要因が増要因を上回ったことによるものである。

### 1) 財源種別からみた歳入の状況(表 3 一般会計財源種別 前年度比較)

歳入状況を自主財源と依存財源の観点からみると、自主財源 40,591 千円の減(前年度比 0.2%減)に対し、依存財源は 1,100,831 千円の減(前年度比 3.5%減)と、減少額・減少率とも依存財源の縮減幅が自主財源のそれを上回っている。その結果、自主財源の歳入総額に対する構成比率は、41.7%で前年度を 0.9 ポイント上回り、依存財源のウエイトが低くなった。

一方、一般財源 737,367 千円の減(前年度比 2.2%減)に対し、特定財源は 404,055 千円の減(前年度比 2.1%減)となっており、一般財源と特定財源の減少率はほぼ同じであり、その結果、一般財源の歳入総額に対する構成比率は 62.8%で、前年度と同じであり、特定財源のウエイトが高い状態が続いている。

以上のとおり、歳入総額は減少しており、財源的には依存財源、特定財源へ依拠する割合は依然として高い状態となっている。

表 3 一般会計財源種別 前年度比較

(単位:千円・%)

| 区 分  | 平成 30 年度   |       | 平成 29 年度   |       | 前年度比較      |      |
|------|------------|-------|------------|-------|------------|------|
|      | 金 額        | 構成比   | 金 額        | 構成比   | 増減額        | 増減率  |
| 自主財源 | 21,491,015 | 41.7  | 21,531,606 | 40.8  | △40,591    | △0.2 |
| 依存財源 | 30,097,373 | 58.3  | 31,198,204 | 59.2  | △1,100,831 | △3.5 |
| 計    | 51,588,388 | 100.0 | 52,729,810 | 100.0 | △1,141,422 | △2.2 |

(単位:千円・%)

| 区 分  | 平成 30 年度   |       | 平成 29 年度   |       | 前年度比較      |      |
|------|------------|-------|------------|-------|------------|------|
|      | 金 額        | 構成比   | 金 額        | 構成比   | 増減額        | 増減率  |
| 一般財源 | 32,401,643 | 62.8  | 33,139,010 | 62.8  | △737,367   | △2.2 |
| 特定財源 | 19,186,745 | 37.2  | 19,590,800 | 37.2  | △404,055   | △2.1 |
| 計    | 51,588,388 | 100.0 | 52,729,810 | 100.0 | △1,141,422 | △2.2 |

## 2) 主な自主財源・依存財源の状況(表4 一般会計主な自主財源及び依存財源 前年度比較)

自主財源の根幹をなす「市税」については、企業合併・組織改編等に伴う市内事務所の縮小等による「法人市民税」49,950千円の減、家屋の評価替えによる影響及び償却資産設備投資の減少等による「固定資産税」97,377千円の減などにより、市税全体としては、147,272千円の減となった。

その他の自主財源においては、ふるさと市町村圏事業出資金返還収入等による「財産収入」が1,121,748千円の増となった一方で、減債基金や財政調整基金などからの「繰入金」が986,330千円の減となり、自主財源全体としては、40,591千円の減となった。

いずれにしても最大の自主財源は市税であるが、ここ5年間は約150億円台前半で微増、微減を繰り返し推移しており、今後については決して楽観できる状況にはなく、「歳入に見合った歳出構造の堅持」を財政運営の基本方針とする本市にとって、厳しい財政状況が続くものと思料される。

表4 一般会計主な自主財源及び依存財源 前年度比較

(単位:千円・%)

| 区 分                        | 平成 30 年度 |            | 平成 29 年度  |            | 前年度比較     |          |           |       |
|----------------------------|----------|------------|-----------|------------|-----------|----------|-----------|-------|
|                            | 金 額      | 構成比        | 金 額       | 構成比        | 増減額       | 増減率      |           |       |
| 主<br>な<br>自<br>主<br>財<br>源 | 市税       | 15,216,417 | 29.5      | 15,363,689 | 29.1      | △147,272 | △1.0      |       |
|                            | 内<br>訳   | 市民税        | 6,516,046 | 12.6       | 6,570,470 | 12.4     | △54,424   | △0.8  |
|                            |          | 固定資産税      | 7,342,587 | 14.3       | 7,439,964 | 14.1     | △97,377   | △1.3  |
|                            |          | 市たばこ税      | 934,580   | 1.8        | 942,051   | 1.8      | △7,471    | △0.8  |
|                            |          | その他        | 423,204   | 0.8        | 411,204   | 0.8      | 12,000    | 2.9   |
|                            |          | 財産収入       | 1,297,333 | 2.5        | 175,585   | 0.3      | 1,121,748 | 638.9 |
|                            | 繰入金      | 542,999    | 1.1       | 1,529,329  | 2.9       | △986,330 | △64.5     |       |
|                            | 繰越金      | 2,089,296  | 4.0       | 2,049,055  | 3.9       | 40,241   | 2.0       |       |
|                            | その他      | 2,344,970  | 4.6       | 2,413,948  | 4.6       | △68,978  | △2.9      |       |
|                            | 計        | 21,491,015 | 41.7      | 21,531,606 | 40.8      | △40,591  | △0.2      |       |
| 地方消費税交付金                   | 地方消費税交付金 | 2,421,409  | 4.7       | 2,296,525  | 4.4       | 124,884  | 5.4       |       |
|                            | 地方交付税    | 10,228,299 | 19.8      | 10,603,307 | 20.1      | △375,008 | △3.5      |       |



|                |        |            |           |            |           |            |          |       |
|----------------|--------|------------|-----------|------------|-----------|------------|----------|-------|
| 主な<br>依存<br>財源 | 内<br>訳 | 普通交付税      | 8,671,340 | 16.8       | 8,923,706 | 16.9       | △252,366 | △2.8  |
|                |        | 特別交付税      | 1,273,539 | 2.5        | 1,356,925 | 2.6        | △83,386  | △6.1  |
|                |        | 震災復興特別交付税  | 283,420   | 0.5        | 322,676   | 0.6        | △39,256  | △12.2 |
|                | 国庫支出金  | 7,996,875  | 15.5      | 8,450,658  | 16.0      | △453,783   | △5.4     |       |
|                | 県支出金   | 4,080,168  | 7.9       | 4,191,956  | 8.0       | △111,788   | △2.7     |       |
|                | 市債     | 4,663,400  | 9.0       | 4,925,600  | 9.3       | △262,200   | △5.3     |       |
|                | その他    | 707,222    | 1.4       | 730,158    | 1.4       | △22,936    | △3.1     |       |
|                | 計      | 30,097,373 | 58.3      | 31,198,204 | 59.2      | △1,100,831 | △3.5     |       |
| 合 計            |        | 51,588,388 | 100.0     | 52,729,810 | 100.0     | △1,141,422 | △2.2     |       |

### 3) 主な一般財源・特定財源の状況(表5 一般会計主な一般財源及び特定財源 前年度比較)

一般財源については、「地方消費税交付金」124,884千円の増、「臨時財政対策債」139,000千円の増がある一方で、「地方交付税」375,008千円の減、「財政調整基金繰入金」496,276千円の減、そして前述したように「市税」147,272千円の減となり、全体として737,367千円の減となった。

なお、臨時財政対策債は、普通交付税の代替措置であり、これまで発行可能額の範囲内での利用であったが、平成30年度は、ほぼ発行可能限度額まで利用したこともあって増額となったが、普通交付税の減額幅を下回っており、しかも、普通交付税の合併算定替の縮減措置が令和2年度まで続くことにも留意が必要であり、今後も、一般財源については、厳しい状況が続くものと思料される。

表5 一般会計主な一般財源及び特定財源 前年度比較

(単位:千円・%)

| 区 分            |             | 平成30年度     |           | 平成29年度     |           | 前年度比較    |          |       |
|----------------|-------------|------------|-----------|------------|-----------|----------|----------|-------|
|                |             | 金額         | 構成比       | 金額         | 構成比       | 増減額      | 増減率      |       |
| 主な<br>一般<br>財源 | 市税          | 15,216,417 | 29.5      | 15,363,689 | 29.1      | △147,272 | △1.0     |       |
|                | 内<br>訳      | 市民税        | 6,516,046 | 12.6       | 6,570,470 | 12.4     | △54,424  | △0.8  |
|                |             | 固定資産税      | 7,342,587 | 14.3       | 7,439,964 | 14.1     | △97,377  | △1.3  |
|                |             | 市たばこ税      | 934,580   | 1.8        | 942,051   | 1.8      | △7,471   | △0.8  |
|                |             | その他        | 423,204   | 0.8        | 411,204   | 0.8      | 12,000   | 2.9   |
|                | 地方消費税交付金    | 2,421,409  | 4.7       | 2,296,525  | 4.4       | 124,884  | 5.4      |       |
|                | 地方交付税       | 10,228,299 | 19.8      | 10,603,307 | 20.1      | △375,008 | △3.5     |       |
|                | 内<br>訳      | 普通交付税      | 8,671,340 | 16.8       | 8,923,706 | 16.9     | △252,366 | △2.8  |
|                |             | 特別交付税      | 1,273,539 | 2.5        | 1,356,925 | 2.6      | △83,386  | △6.1  |
|                |             | 震災復興特別交付税  | 283,420   | 0.5        | 322,676   | 0.6      | △39,256  | △12.2 |
|                | 繰入金(財政調整基金) | 0          | 0.0       | 496,276    | 0.9       | △496,276 | 皆減       |       |

|                |               |            |       |            |       |            |       |
|----------------|---------------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|
|                | 繰越金           | 2,089,296  | 4.0   | 2,049,055  | 3.9   | 40,241     | 2.0   |
|                | 臨時財政対策債       | 1,739,000  | 3.4   | 1,600,000  | 3.0   | 139,000    | 8.7   |
|                | その他           | 707,222    | 1.4   | 730,158    | 1.4   | △22,936    | △3.1  |
|                | 計             | 32,401,643 | 62.8  | 33,139,010 | 62.8  | △737,367   | △2.2  |
| 主な<br>特定<br>財源 | 国庫支出金         | 7,996,875  | 15.5  | 8,450,658  | 16.0  | △453,783   | △5.4  |
|                | 県支出金          | 4,080,168  | 7.9   | 4,191,956  | 8.0   | △111,788   | △2.7  |
|                | 財産収入          | 1,297,333  | 2.5   | 175,585    | 0.3   | 1,121,748  | 638.9 |
|                | 繰入金(財政調整基金除く) | 542,999    | 1.1   | 1,033,053  | 2.0   | △490,054   | △47.4 |
|                | 市債(臨時財政対策債除く) | 2,924,400  | 5.7   | 3,325,600  | 6.3   | △401,200   | △12.1 |
|                | その他           | 2,344,970  | 4.5   | 2,413,948  | 4.6   | △68,978    | △2.9  |
|                | 計             | 19,186,745 | 37.2  | 19,590,800 | 37.2  | △404,055   | △2.1  |
|                | 合 計           | 51,588,388 | 100.0 | 52,729,810 | 100.0 | △1,141,422 | △2.2  |

### ③歳出状況について

歳出については、まちの拠点整備等基金積立金の増等による「総務費」1,457,720千円の増があったものの、全体としては前年度と比較すると1,211,371千円の減となっており、これは主として前年度におけるICTオフィス環境整備事業完了等に伴う「商工費」1,514,250千円の減、暖冬による除排雪対策に要する経費等の減による「土木費」539,290千円の減、平成30年度において繰上償還を行わなかったこと等による「公債費」571,582千円の減等、減要因が増要因を上回ったことによるものである。

#### 1) 目的別経費の状況(表6 一般会計目的別歳出・住民一人当たりの額の状況)

目的別歳出の状況は次表のとおりであり、経費を前年度と比較すると、減少額及び減少率の大きかったものは、「商工費」△1,514,250千円(前年度比48.0%減)、「公債費」△571,582千円(前年度比12.6%減)、「土木費」△539,290千円(前年度比10.1%減)、「教育費」△450,709千円(前年度比7.7%減)等である。

このうち「商工費」はICTオフィス環境整備事業が前年度で事業完了したことに伴う減、徳久工業団地の用地取得助成金の減及び神明通りアーケード改修の中小企業振興補助金の減等によるものである。

また、「土木費」は暖冬による除排雪対策に要する経費の減及び城前団地建替事業費の減等によるものであり、「公債費」は繰上償還皆減による長期債償還元金及び利子の減等によるものである。さらに、「教育費」は学校空調設備整備事業費の増等があるものの、河東学園中学校建設事業費の減等によるものである。

なお、「民生費」については、臨時福祉給付金及び生活保護費国庫返還金の減等により、認定こども園施設整備交付金の増、旧川南保育所・旧すずらん寮解体事業費の増及び介護保険特別会計繰出金の増等が相殺され、決算額にして対前年度比0.8%の増にとどまった。しかし、今後の増加が予想され、その動向に注視していかなければならない。

次に、目的別経費を住民一人当たりの金額で比較すると、最も金額が高いのは「民生費」168,306 円で、平成 29 年度類似団体平均よりも高い水準であるが、県平均を下回っている。また、前年度において多くの財政資源が投入された「商工費」については、事業の完了をもって平成 30 年度において、県平均を下回ることとなったが、類似団体平均と比較すると大きく上回っている。また、「土木費」、「教育費」については、東日本大震災からの復興途上にある県平均よりも低くなっている。

表 6 一般会計目的別歳出・住民一人当たりの額の状況

| 区 分      | 一般会計ベース    |            |             |        | 住民一人当たりの主な目的別経費（普通会計ベース） |                 |         |         |
|----------|------------|------------|-------------|--------|--------------------------|-----------------|---------|---------|
|          | 平成 30 年度   | 平成 29 年度   | 前年度比較       |        | 平成 30 年度<br>(円)          | 平成 29 年度<br>(円) |         |         |
|          | 金額<br>(千円) | 金額<br>(千円) | 増減額<br>(千円) | 増減率(%) | 会津若松市                    | 会津若松市           | 類似団体平均  | 福島県平均   |
| 1 議会費    | 392,830    | 392,863    | △33         | 0.0    | 3,276                    | 3,240           | 2,668   | 4,201   |
| 2 総務費    | 6,445,829  | 4,988,109  | 1,457,720   | 29.2   | 55,336                   | 41,264          | 47,411  | 110,093 |
| 3 民生費    | 20,098,144 | 19,929,382 | 168,762     | 0.8    | 168,306                  | 165,254         | 158,891 | 183,757 |
| 4 衛生費    | 3,344,414  | 3,208,218  | 136,196     | 4.2    | 28,733                   | 27,335          | 33,129  | 43,180  |
| 5 労働費    | 64,092     | 61,923     | 2,169       | 3.5    | 1,155                    | 1,120           | 952     | 1,247   |
| 6 農林水産業費 | 1,458,024  | 1,477,018  | △18,994     | △1.3   | 11,836                   | 11,904          | 4,411   | 32,443  |
| 7 商工費    | 1,637,970  | 3,152,220  | △1,514,250  | △48.0  | 13,534                   | 25,915          | 7,617   | 25,029  |
| 8 土木費    | 4,823,210  | 5,362,500  | △539,290    | △10.1  | 33,515                   | 38,535          | 36,275  | 69,863  |
| 9 消防費    | 1,755,078  | 1,623,450  | 131,628     | 8.1    | 14,685                   | 13,444          | 13,595  | 18,611  |
| 10 教育費   | 5,418,032  | 5,868,741  | △450,709    | △7.7   | 46,148                   | 49,449          | 40,418  | 56,317  |
| 11 災害復旧費 | 22,231     | 35,219     | △12,988     | △36.9  | 186                      | 49              | 487     | 19,930  |
| 12 公債費   | 3,969,289  | 4,540,871  | △571,582    | △12.6  | 38,010                   | 42,999          | 33,495  | 42,725  |
| 合 計      | 49,429,143 | 50,640,514 | △1,211,371  | △2.4   | 414,720                  | —               | —       | —       |

参考資料：福島県市町村決算分析表

## 2) 性質別経費の状況(表 7 一般会計性質別経費の状況・住民一人当たりの額の状況)

性質別歳出の状況は次表のとおりであり、経費を前年度と比較すると、増加額が大きかったものは、まちの拠点整備等基金の創設等による「積立金」1,439,333 千円(前年度比 588.6%増)、放課後児童健全育成事業委託の増等による「物件費」77,550 千円(前年度比 1.4%増)等である。

減少額が大きかったものは、ICTオフィス環境整備事業や河東学園中学校建設事業の完了に伴う減等による「普通建設事業費」1,282,182 千円(前年度比 20.2%減)、除排雪対策に要する経費の減によ

る「維持補修費」701,209 千円(前年度比 48.0%減)、繰上償還皆減による長期債償還元金及び利子の減による「公債費」571,582 千円(前年度比 12.6%減)等である。

次に、住民一人当たりの金額で比較すると、平成 30 年度の歳出額で、最も金額が高いのは「扶助費」104,371 円で、類似団体平均及び県平均よりも高い水準であり、総額は減少しているものの、人口減もあって住民一人当たりの額は微増となっている。「公債費」は前述のとおり繰上償還の皆減により、前年度より 4,989 円少ない 38,010 円となった。これにより、前年度において類似団体平均及び県平均より高い水準にあった公債費は、依然として類似団体平均より高い水準ではあるものの県平均を下回ることとなった。「積立金」については、まちの拠点整備等基金の創設に伴う大幅な増により、前年度より 12,064 円多い 14,089 円となった。「普通建設事業費」は ICT オフィス環境整備事業や河東学園中学校建設事業の完了に伴う減により、前年度より 10,177 円少ない 43,796 円となった。「維持補修費」は暖冬に伴う除排雪対策に要する経費の減により、前年度より 5,741 円少ない 6,360 円となった。これら「積立金」「普通建設事業費」「維持補修費」は、いずれも類似団体平均を上回っているが県平均を下回っている。

以上のことから、性質別経費から平成 30 年度本市財政状況の特性として見えてくるものは、「人件費」、「扶助費」、「公債費」といった裁量の余地が少ない「義務的経費」が歳出総額の 48.5%を占めており、住民一人当たりの金額で比較すると、この「義務的経費」の合計額は、前年度より減少したものの、依然として類似団体平均及び県平均より高くなっていることである。今後、少子高齢化に伴う人口動態と税收動向を鑑みると、義務的経費のありようが本市財政の硬直化に密接に関係してくるものと思料される。

表 7 一般会計性質別経費の状況・住民一人当たりの額の状況

| 区 分       | 一般会計ベース    |            |           |        | 住民一人当たりの主な性質別経費 (普通会計ベース) |             |         |         |
|-----------|------------|------------|-----------|--------|---------------------------|-------------|---------|---------|
|           | 平成 30 年度   | 平成 29 年度   | 前年度比較     |        | 平成 30 年度(円)               | 平成 29 年度(円) |         |         |
|           | 金額(千円)     | 金額(千円)     | 増減額(千円)   | 増減率(%) | 会津若松市                     | 会津若松市       | 類似団体平均  | 福島県平均   |
| 人件費       | 7,537,441  | 7,472,242  | 65,199    | 0.9    | 63,386                    | 62,216      | 56,348  | 68,433  |
| 扶助費       | 12,473,314 | 12,572,073 | △98,759   | △0.8   | 104,371                   | 104,115     | 101,416 | 74,140  |
| 公債費       | 3,969,289  | 4,540,871  | △571,582  | △12.6  | 38,010                    | 42,999      | 33,495  | 42,724  |
| 小計(義務的経費) | 23,980,044 | 24,585,186 | △605,142  | △2.5   | 205,767                   | 209,330     | 191,259 | 185,297 |
| 物件費       | 5,742,745  | 5,665,195  | 77,550    | 1.4    | 47,708                    | 46,594      | 52,065  | 117,985 |
| 維持補修費     | 760,058    | 1,461,267  | △701,209  | △48.0  | 6,360                     | 12,101      | 3,412   | 9,222   |
| 補助費等      | 5,242,840  | 5,349,089  | △106,249  | △2.0   | 43,866                    | 44,284      | 32,915  | 59,475  |
| 積立金       | 1,683,873  | 244,540    | 1,439,333 | 588.6  | 14,089                    | 2,025       | 13,315  | 54,206  |
| 投資・出資・貸付金 | 698,780    | 721,250    | △22,470   | △3.1   | 5,847                     | 5,973       | 4,940   | 9,722   |
| 繰出金       | 6,247,683  | 6,275,035  | △27,352   | △0.4   | 47,101                    | 46,181      | 38,477  | 46,821  |

|         |            |            |            |       |         |        |        |         |
|---------|------------|------------|------------|-------|---------|--------|--------|---------|
| 普通建設事業費 | 5,050,889  | 6,333,071  | △1,282,182 | △20.2 | 43,796  | 53,973 | 42,651 | 104,774 |
| 災害復旧事業費 | 22,231     | 5,881      | 16,350     | 278.0 | 186     | 49     | 487    | 19,930  |
| 合 計     | 49,429,143 | 50,640,514 | △1,211,371 | △2.4  | 414,720 | —      | —      | —       |

参考資料：福島県市町村決算分析表

#### ④財政状況について

##### 1) 財政指標の状況(表8 財政指標の推移)

財政力を示す指数で、これが高いほど財源の余裕があるとされる**財政力指数**は、平成30年度は0.625で平成29年度より0.005ポイント上回ったものの、類似団体平均0.788と比較しても依然として低い水準であり、財源の余裕が比較的少ないといえる。

財政構造の弾力性を判断する指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す**経常収支比率**は、前年度より0.6ポイント上がり89.9%となっている。これは計算上、経常一般財源が充当された経常的経費(毎年度経常的に支出される人件費・扶助費・公債費などの経費)である分子が増加したためというよりも、経常一般財源(毎年度経常的に収入される使途が特定されていない一般財源)である分母が市税及び地方交付税の減等により減少したことによるものである。本比率は、類似団体平均93.7%及び県内各市平均90.6%を下回っているが、数値上、財政運営の弾力性の面で厳しい状況にあることを示しており、また、近年減少傾向であった指数が増加へ転じたところから、今後、財政構造の硬直化に留意していく必要がある。

**実質公債費比率**については、平成18年度の19.3%から毎年逡減を続け、平成30年度は前年度から1.1ポイント下がり6.2%となった。これは、毎年新規の市債発行額を元金償還額以下に抑制することを基本としてきた成果である。本比率は、県内各市平均7.9%を下回り改善傾向にあるものの、類似団体平均4.7%と比較して高く、また、県内各市及び類似団体平均とも逡減傾向にあり、柔軟な財政運営を図っていく上で、こうした状況を鑑みると引き続き比率逡減への留意が必要である。

また、**将来負担比率**については、平成30年度は28.0%となり、前年度から3.7ポイント下がった。これは平成30年度において、市債残高は増えたものの、まちの拠点整備等基金の創設に伴う同積立金の皆増や財政調整基金の残高が増えたため、将来の返済に充てる充当可能基金が増えたことが大きな要因である。

表8 財政指標の推移(普通会計ベース)

| 区 分     | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 類似団体平均<br>(平成29年度) | 県内各市平均<br>(平成29年度) |
|---------|--------|--------|--------|--------------------|--------------------|
| 財政力指数   | 0.618  | 0.620  | 0.625  | 0.788              | 0.587              |
| 経常収支比率  | 89.4%  | 89.3%  | 89.9%  | 93.7%              | 90.6%              |
| 実質公債費比率 | 8.8%   | 7.3%   | 6.2%   | 4.7%               | 7.9%               |
| 将来負担比率  | 30.3%  | 31.7%  | 28.0%  | 25.1%              | 31.0%              |

## 2) 市債管理の状況(表9・10 市債借入額と償還額の推移、表11 普通交付税の推移)

地方公共団体の地方債の発行に当たっては、平成17年度までは国県の許可を必要としたが、平成18年度からは実質公債費比率が18%未満の団体は国県との協議に基づく同意のみで起債が可能となった。しかし、本市の当時の実質公債費比率が18%以上であったことから、一般会計において新規発行額を元金償還額以下に抑制することにより、地方債残高を逡減する取組を行ってきた。その結果、平成22年度において18%を下回り、協議団体に移行したが、その後も引き続き、一般会計において新規発行額を元金償還額以下に抑制する方針を堅持し、平成30年度決算の実質公債費比率は、6.2%まで低下したところである。

こうした市債管理を長年続ける中であって、いくつかの課題も明らかになってきた。

その1つが、これまでの起債抑制によって、毎年の元金償還額が低下し、今後一定の市債を必要とする事業が困難となることである。例えば、一般会計の元金償還額は平成20年度で通常の元金償還額が約49億円、繰上償還額も含めて約50億円あったものが、平成28年度には約38億円までに低下した。こうしたことを踏まえ、平成28年度からは、市債管理の枠組を実質公債費比率の算定と同様に、一般会計から普通会計(一般会計+扇町土地地区画整理事業特別会計)に拡大したところである。ちなみに、平成28年度の普通会計ベースの元金償還額は、約45億円となったところである。なお、減債基金を取り崩して繰上償還を行うことによって起債枠の拡大が図られたケースもあったが、平成29年度末の減債基金は1千万円を切っており、こうした対応も困難な状況となっている。

2つ目は、単年度管理に起因するものである。平成29年度の当初予算の段階では繰上償還も含めて元金償還額約48億円に対し、約47億円の市債を予算化したが、ICTオフィス環境整備事業や河東学園中学校建設事業などで前年度から約9億円の市債が繰越され、逆に、城北小学校北東棟改築事業などで約5億円の市債が翌年度に持ち越された。結果して決算ベースで約50億円の起債となり、平成29年度の元金償還額を約2億円超過することとなった。また、元金償還額が減少していく中であって、起債事業選択の弾力性を確保していくため、年度間調整を可能とするより柔軟な市債管理のあり方が求められるようになってきた。以上のようなことから、市債管理の枠組を単年度管理から4年間の複数年度管理、具体的には平成30年度から令和3年度までの総枠で新規市債発行額を元金償還額以下に抑える市債管理にしたところである。

3つ目は、臨時財政対策債の取り扱いである。臨時財政対策債は、普通交付税の代替措置であり、そのため、元利償還金は普通交付税の算定に当たって全額算入されるものである。本市では、これまで他の市債と同様に臨時財政対策債も市債管理の対象としてきた。こうした中であって、普通交付税の合併算定替の特例期間も令和2年度に終了する見込みであり、ここ数年普通交付税の減額が続く中であって、普通交付税の代替措置としての臨時財政対策債の重要性は高まっている。また、実質公債費比率の算定においても、臨時財政対策債の元利償還金は対象となっていないところである。こうした点を考慮し、前述の市債管理の見直しに併せて、臨時財政対策債を市債管理の対象外とし、平成30年度には、ほぼ発行限度額まで臨時財政対策債を発行した。

以上のような新たな市債管理の枠組によって、平成30年度の中期財政見通しにおいては、県立病院跡地購入の起債を含めて、令和3年度までの4年間で約3億8千万円の市債の削減が図られる見通しであった。

しかし、平成30年12月追加補正の学校空調設備整備事業費や令和元年6月補正の超高速ブロードバンド環境整備事業補助金に係る起債により、令和3年度までの総計で元金償還額を約6億6千万円上回る見通しとなった。このため、今後の市債発行見込額の精査・見直しが迫られることとなっている。

表9 市債借入額と償還額の推移(一般会計・決算ベース) (単位:千円)

| 区 分      | 平成20年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     | 平成30年度     |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 通常の元金償還額 | 4,897,236  | 4,755,840  | 4,382,424  | 4,211,836  | 3,802,217  | 3,780,101  | 3,686,556  |
| 繰上償還額    | 135,707    | 0          | 447,998    | 771,603    | 0          | 423,560    | 0          |
| 元金償還合計額  | 5,032,943  | 4,755,840  | 4,830,422  | 4,983,439  | 3,802,217  | 4,203,661  | 3,686,556  |
| 新規発行額    | 3,866,800  | 3,608,200  | 4,370,400  | 4,524,600  | 3,505,400  | 4,925,600  | 4,663,400  |
| 年度末残高    | 47,740,110 | 42,092,348 | 41,632,326 | 41,173,487 | 40,876,670 | 41,598,609 | 42,575,453 |

表10 市債借入額と償還額の推移(普通会計・決算ベース) (単位:千円)

| 区 分      | 平成20年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     | 平成30年度     |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 通常の元金償還額 | 5,614,001  | 5,572,737  | 5,171,336  | 4,946,202  | 4,473,878  | 4,383,602  | 4,221,248  |
| 繰上償還額    | 155,697    | 0          | 447,998    | 771,603    | 0          | 423,560    | 0          |
| 元金償還合計額  | 5,769,698  | 5,572,737  | 5,619,334  | 5,717,805  | 4,473,878  | 4,807,162  | 4,221,248  |
| 新規発行額    | 4,154,900  | 3,978,600  | 4,737,900  | 4,683,300  | 3,667,600  | 5,024,400  | 4,773,700  |
| 年度末残高    | 55,562,719 | 47,765,846 | 46,884,412 | 45,849,907 | 45,043,629 | 45,260,867 | 45,813,319 |
| 実質公債費比率  | 18.9%      | 14.4%      | 12.6%      | 10.8%      | 8.8%       | 7.3%       | 6.2%       |

表11 普通交付税の推移 (単位:千円)

| 区 分   | 平成20年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    | 平成29年度    | 平成30年度    |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 普通交付税 | 8,104,655 | 9,628,974 | 9,584,395 | 9,713,761 | 9,324,706 | 8,923,706 | 8,671,340 |

## ⑤まとめ

### 1) 収支状況について

平成30年度の決算額については、歳入・歳出ともに平成29年度より10億円以上の減額となり、決算総額の歳入額は500億円を超える規模となったものの、歳出額は500億円を下回る事となった。

こうした決算の収支状況にあつて、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた**形式収支**は約21億6千万円の黒字であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除外した**実質収支**(通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、この実質収支で判断する。)は約20億3千万円の黒字となった。また、前年度以前からの収支の累積(繰越金等)の影響を控除した**単年度収支**は約1億5千万円の黒字と

なった。更に、単年度収支に実質的な黒字要素(財政調整基金の積立額及び地方債繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩額)を差し引いた**実質単年度収支**についても、約4億5千万円の黒字となったところである。このように、平成30年度の収支状況は、いずれの指標も黒字となっており、特に問題はない。

## 2) 歳入・歳出状況について

歳入決算総額は、前年度に比べ約11億円減の約516億円となっているが、減の内容について検証すると、市税や基金繰入金等の減があったものの、ふるさと市町村圏事業出資金返還収入により財産収入が前年度に比べ約11億2千万円の増となったことから、自主財源の減は約4千万円にとどまったところであり、それに対し、国からの交付金や国県補助金等の依存財源の減が約11億円であった。その結果、自主財源の減少額は依存財源のそれよりも相対的に小さく、前年度に比べ依存財源に依拠する割合は微減となったものの、高い水準であることに変わりはない。また、一般財源・特定財源の区分では、使途の特定されない一般財源の約7億円の減に対し、特定財源は約4億円の減となっている。このように、一般財源の減少額は特定財源の減少額を上回り、特定財源に依拠する割合は依然として高い状況にある。

そうした中で、自主財源であり、また、一般財源でもある市税については、前年度に比べ約1億5千万円の減となり、ここ数年間150億円台前半で推移し横ばいの状態にある。そして、依存財源ではあるが、使途が特定されていないため一般財源でもある地方交付税は平成30年度決算で約102億円となっているが、その中でも普通交付税は、前年度においても合併算定替の縮減がなされていたが、更に対前年度比で約2億5千万円減の約87億円となっており、しかも、この合併算定替の縮減は令和2年度まで続く予定である。一方で、普通交付税の代替措置であると同時に市債でもある臨時財政対策債については、平成30年度においては、市債の新規発行額は元金償還額以下に抑えるという市債管理の対象から除外したこともあって、前年度比約1億4千万円増のほぼ発行可能限度額である約17億4千万円の起債を行っている。

財政再建に取り組んできた本市としては、今後の新庁舎整備や県立病院跡地整備といった諸課題への対応に当たっては、基幹的な自主財源又は一般財源である市税や地方交付税のこうした厳しい動向に十分留意しつつ、これまで培ってきた知見を踏まえながら、「歳入に見合った歳出構造の堅持」による財政運営に努めていく必要がある。

歳出決算総額は、前年度に比べ約12億円減の約494億円となっているが、減の主な要因は、予算の「款」に沿った目的別経費でみると、「商工費」の対前年度比48.0%減(約15億円減)や「土木費」の対前年度比10.1%減(約5億円減)であり、経費の性質に着目した分類である性質別経費でみると、「公債費」の対前年度比12.6%減(約6億円減)、「維持補修費」の対前年度比48.0%減(約7億円減)及び「普通建設事業費」の対前年度比20.2%減(約13億円減)である。

具体的内容としては、「商工費」の減は、前年度に実施したICTオフィス環境整備事業や中小企業振興補助金(神明通りアーケード改修)の終了等によるものであり、「土木費」の減は、暖冬による除排雪対策に要する経費の減によるものである。また、「公債費」の減は、前年度に行った繰上償還を平成30年度において実施しなかったことによる減であり、「普通建設事業費」の減は、前年度に実施したICTオ



フィス環境整備事業や河東学園中学校建設事業の終了によるものである。

こうした目的別経費及び性質別経費を住民一人当たりで換算した上で、類似団体や県平均と比較(ただし、本市は平成 30 年度決算ベース、類似団体及び県平均は平成 29 年度決算ベース。繰上償還を含む公債費は除く。)してみると、類似団体及び県平均のいずれよりも高かったのは、目的別経費では前年度は「商工費」であったが、事業の終了に伴い、平成 30 年度において該当するものはなかった。

性質別経費では、「扶助費」及び「義務的経費」(「人件費」、「扶助費」、「公債費」の合計額)が平成 29 年度と平成 30 年度のいずれの数値も、類似団体及び県平均より高いことに留意しなければならない。そして、この「義務的経費」が、歳出総額の 5 割弱を占めており、その中でも、「扶助費」については、「義務的経費」の半分以上を占め、平成 30 年度は臨時福祉給付金の約 9 千万円の減が他の増額を相殺したこともあって「扶助費」全体では微減となったが、少子高齢化の進行を背景として今後着実に増加していくことが予想される。したがって、歳入面では「市税」や「地方交付税」といった主要財源の大幅な伸びを見込むことが厳しいことを念頭に、今後、「義務的経費」の動向を見極めつつ、財政の硬直化を招かないような財政運営に努めていく必要がある。

### 3) 財政状況について

国が定めた財政分析指標を活用して、本市の財政状況を検証すると、財源の余裕度を示す**財政力指数**は微増となっており、類似団体平均より低く、県内各市平均よりも高くなっている。財政構造の弾力性を判断する**経常収支比率**は微増となったが、類似団体平均及び県内各市平均よりも低くなっている。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた財政指標においては、**実質公債費比率**は 1.1 ポイント、また、**将来負担比率**は 3.7 ポイント下がったところである。これは、1 年間の「公債費」(市債元利償還金)等に対する負担割合及び市債残高等の将来負担額に対する負担割合が下がったことを意味している。**実質公債費比率**や**将来負担比率**の低下は、財政健全化に向けたこれまでの取組の成果が表れているものである。

いずれにしても、早期健全化基準を大きく下回っており、直ちに問題になるような状況にはない。実質公債費比率及び将来負担比率は、類似団体平均より高く、県内各市平均より低くなっており、今後の動向に留意が必要である。

ところで、市債残高(普通会計ベース。以下同じ)については、財政健全化に向けた取組によって毎年逓減し、平成 20 年度から平成 28 年度までで約 105 億円減少してきたが、平成 29 年度には、予算ベースでは市債管理の取組方針に沿った対応がなされたものの、決算ベースでは繰越事業の関係もあって元金償還額を上回る起債となった。

一方、繰上償還を除いた通常の元金償還額(普通会計ベース。以下同じ)の推移をみると、平成 20 年度には約 56 億円であったものが、これまでの財政健全化に向けた取組もあって、平成 30 年度には約 42 億円へと毎年逓減を続けてきた。しかしながら、施設の老朽化・耐震化などに伴う市債需要は、事業の平準化とも相まって、毎年度一定程度存在するものであり、起債許容額が毎年度逓減する中であって一定程度の市債需要に対応していくため、必要に応じて、減債基金を活用した繰上償還により起債許容額の引き上げを行うとともに、平成 28 年度からは実質公債費比率算定のあり方に併せ、市債管理の対象を一般会計から普通会計へ枠を拡大し、「新規発行額は元金償還額以下とする」という財政健

全化に向けた取組方針を堅持してきたところである。

こうした中で、平成 29 年度末には繰上償還の原資となる減債基金が1千万円を切り、平成 30 年度にこれまで単年度で管理してきた市債について、複数年度での管理を行うこととした。つまり、投資的経費に充当する市債の新規発行額を平成 30 年度から令和3年度での4年間合計で元金償還額以下に抑えるというものである。これにより、投資的経費に充当する市債発行額の年度間調整が可能となり、財政運営の弾力性が保たれることとなった。さらに、普通交付税の代替措置であり、また、実質公債費比率算定には含まれない臨時財政対策債を市債管理の対象外としたが、これによって発行可能限度額までの活用が可能となった。

このような経過において、臨時財政対策債を含めた市債残高は、平成 29 年度から増加へ転じ、平成 29 年度末において前年度末に比べ約2億円増加し、平成 30 年度末においては更に約5億5千万円増の約 458 億円となった。

また、平成 30 年度から令和3年度までの4年間の臨時財政対策債を除く市債管理において、当初は、4年間合計の新規市債発行額が元金償還額を下回る見通しであったが、学校空調設備整備事業等の補正措置により、逆に元金償還額を上回る見通しとなっており、令和2年度、3年度の市債発行額の精査・見直しが必要となっている。

したがって、新庁舎整備事業や県立病院跡地利活用事業、さらには、会津若松地方広域市町村圏整備組合の廃棄物中間処理施設更新などの大型事業が目白押しの中にあって、今後の財政状況により、中期財政見通しの策定作業を踏まえながら、市債需要を見極め、市の財政状況の変化に応じた適切な市債管理へ向け、更なる検討を行うとともに、「行財政再建プログラム」の策定を迫られた平成 15 年度当時のような財政状況を決して招くことのないよう、健全な財政運営に十分留意されたい。

(2) 特別会計(水道事業会計を除く)意見

① 収支状況について(表1 特別会計決算収支の状況、表2 各特別会計収支状況)

水道事業会計を除く12特別会計の決算総額は、歳入30,813,214,304円、歳出29,940,726,492円であり、一般会計の決算額と比較すると歳入59.7%、歳出60.6%となっており、本市の財政にとって大きな比重を占めている。こうした特別会計全体の歳入歳出差引残額(形式収支)は872,487,812円となっており、翌年度への繰越財源12,104,000円を控除した当年度実質収支は、860,383,812円の黒字であり、また、これから前年度実質収支を差し引いた実質単年度収支は、58,116,391円の赤字となっている。

このように、特別会計全体の決算収支は、形式収支、実質収支とも、前年度に引き続き黒字であり、また、実質単年度収支は赤字となっているが、これは、前年度実質収支が当年度実質収支より大きかったことによるものであり、収支状況に問題はない。

表1 特別会計決算収支の状況

(単位:円・%)

| 区 分                | 平成30年度         | 平成29年度         | 前年度比較          |             |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
|                    |                |                | 増減額            | 増減率         |
| 歳入総決算額(A)          | 30,813,214,304 | 33,455,757,148 | △2,642,542,844 | △7.9        |
| 歳出総決算額(B)          | 29,940,726,492 | 32,438,837,945 | △2,498,111,453 | △7.7        |
| 形式収支(C)=(A)-(B)    | 872,487,812    | 1,016,919,203  | △144,431,391   | △14.2       |
| 翌年度へ繰り越すべき財源(D)    | 12,104,000     | 98,419,000     | △86,315,000    | △87.7       |
| 内 訳                | 継続費逐次繰越額       | 0              | 0              | —           |
|                    | 繰越明許費繰越額       | 12,104,000     | 98,419,000     | △86,315,000 |
|                    | 事故繰越し繰越額       | 0              | 0              | —           |
| 当年度実質収支(E)=(C)-(D) | 860,383,812    | 918,500,203    | △58,116,391    | △6.3        |
| 前年度実質収支(F)         | 918,500,203    | 729,610,854    | 188,889,349    | 25.9        |
| 実質単年度収支(G)=(E)-(F) | △58,116,391    | 188,889,349    | △247,005,740   | —           |

※歳入総決算額(30,813,214,304円)には、未還付分6,925,448円が含まれている。

なお、各特別会計ごとの歳入歳出決算の収支状況は、次のとおりであり、特別会計の中には実質単年度収支が赤字となっているものもあるが、形式収支及び実質収支は、全ての特別会計が黒字となっており、12特別会計のそれぞれの収支状況をみても問題がある状況にはない。

表2 各特別会計収支状況

(単位:円)

| 区 分       | 歳入総額<br>(A)    | 歳出総額<br>(B)    | 形式収支<br>(C)=(A)-(B) | 翌年度へ繰り<br>越すべき財源<br>(D) | 実質収支<br>(E)=(C)-(D) | 実質単年度<br>収支  |
|-----------|----------------|----------------|---------------------|-------------------------|---------------------|--------------|
| 国民健康保険    | 11,969,626,181 | 11,804,387,671 | 165,238,510         | 0                       | 165,238,510         | △202,882,550 |
| 湊町簡易水道事業  | 9,589,997      | 7,028,069      | 2,561,928           | 0                       | 2,561,928           | 110,264      |
| 西田面簡易水道事業 | 7,975,748      | 5,218,623      | 2,757,125           | 0                       | 2,757,125           | △187,603     |

|             |                |                |             |            |             |             |
|-------------|----------------|----------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 観光施設事業      | 141,968,481    | 125,440,654    | 16,527,827  | 0          | 16,527,827  | 56,281      |
| 下水道事業       | 3,322,195,651  | 3,254,061,084  | 68,134,567  | 0          | 68,134,567  | 1,318,574   |
| 地方卸売市場事業    | 127,199,545    | 121,339,209    | 5,860,336   | 0          | 5,860,336   | 67,879      |
| 扇町土地区画整理事業  | 1,143,741,912  | 1,044,761,493  | 98,980,419  | 12,104,000 | 86,876,419  | 61,200,047  |
| 農業集落排水事業    | 297,217,312    | 287,760,576    | 9,456,736   | 0          | 9,456,736   | △3,106,025  |
| 介護保険        | 12,037,060,517 | 11,683,256,208 | 353,804,309 | 0          | 353,804,309 | 114,012,665 |
| 個別生活排水事業    | 302,428,901    | 276,694,057    | 25,734,844  | 0          | 25,734,844  | 1,208,105   |
| 三本松地区宅地整備事業 | 116,409,877    | 567,000        | 115,842,877 | 0          | 115,842,877 | △567,000    |
| 後期高齢者医療     | 1,337,800,182  | 1,330,211,848  | 7,588,334   | 0          | 7,588,334   | △29,347,028 |
| 合 計         | 30,813,214,304 | 29,940,726,492 | 872,487,812 | 12,104,000 | 860,383,812 | △58,116,391 |

## ②一般会計からの繰入金について(表3 一般会計からの繰入金の状況)

一般会計からの繰入金合計額は、5,014,466千円であり、前年度と比べ46,504千円の減となっているものの、特別会計の歳入総額30,813,214千円に占める割合は16.3%と依然として高い水準にあるといえる。

繰入金は各特別会計の事業執行上欠くことのできない重要な財源として一定の基準等により繰入れられるものであり、その割合は、財務内容等により、10.8%～65.4%と異なっているが、特別会計は特定の収入をもって特定の支出に充てるため、一般会計と区分して経理管理が行われる会計であることを考慮すると、過度に一般会計からの繰入金に頼ることなく、各会計自体の一層の歳入確保に努める必要がある。

とりわけ、地方財政法施行令第46条の規定により公営企業と位置付けられる事業については、地方財政法第6条の規定により、いわゆる基準内経費に該当する経費を除き、独立採算によることが求められていることから、繰入基準の一層の明確化とその適切な運用に努めながら、経営体質の強化を図っていく必要がある。

表3 一般会計からの繰入金の状況

(単位:千円・%)

| 区 分    |            | 平成30年度  |          | 平成29年度  |          | 比較増減    |
|--------|------------|---------|----------|---------|----------|---------|
|        |            | 繰入金額    | 歳入に占める割合 | 繰入金額    | 歳入に占める割合 |         |
| 会普計通   | 扇町土地区画整理事業 | 667,466 | 58.4     | 706,303 | 59.6     | △38,837 |
| 公営企業会計 | 湊町簡易水道事業   | 3,054   | 31.8     | 3,032   | 26.2     | 22      |
|        | 西田面簡易水道事業  | 0       | 0.0      | 0       | 0.0      | 0       |
|        | 観光施設事業     | 0       | 0.0      | 0       | 0.0      | 0       |
|        | 下水道事業      | 566,608 | 17.1     | 611,362 | 15.8     | △44,754 |
|        | 地方卸売市場事業   | 41,197  | 32.4     | 36,274  | 28.9     | 4,923   |

|                            |             |           |      |           |      |         |
|----------------------------|-------------|-----------|------|-----------|------|---------|
|                            | 農業集落排水事業    | 194,512   | 65.4 | 197,086   | 70.4 | △2,574  |
|                            | 個別生活排水事業    | 117,661   | 38.9 | 112,259   | 37.8 | 5,402   |
|                            | 三本松地区宅地整備事業 | 0         | 0.0  | 0         | 0.0  | 0       |
| 事業<br>会計<br>その<br>他の<br>公営 | 国民健康保険      | 1,292,544 | 10.8 | 1,350,142 | 9.3  | △57,598 |
|                            | 介護保険        | 1,763,560 | 14.7 | 1,688,056 | 14.8 | 75,504  |
|                            | 後期高齢者医療     | 367,864   | 27.5 | 356,456   | 27.8 | 11,408  |
|                            | 合 計         | 5,014,466 | 16.3 | 5,060,970 | 15.1 | △46,504 |

### ③特別会計の市債残高について(表4 一般会計及び特別会計に係る市債現在高状況)

12 特別会計のうち市債残高がある特別会計は次の7特別会計であり、平成 30 年度末市債残高の合計は 23,169,843 千円であり、平成 29 年度末と比較すると 1,097,684 千円(前年度比 4.5%減)の減額が図られている。これによって、平成 30 年度は一般会計で 976,844 千円の増加となったものの、全会計の市債残高としては、120,840 千円の低減が図られている。このように、財政の健全化を考えるに当たって、一般会計のみならず、特別会計も含めたトータルの捉え方も必要であり、そうした意味において、今後も特別会計の市債残高の動向に留意していく必要がある。

表 4 一般会計及び特別会計に係る市債現在高状況 (単位:円・%)

| 区 分      |            | 平成 30 年度       | 平成 29 年度       | 比較増減           | 増減率   |
|----------|------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 一般会計     |            | 42,575,453,193 | 41,598,609,176 | 976,844,017    | 2.3   |
| 特別<br>会計 | 湊町簡易水道事業   | 8,400,000      | 5,800,000      | 2,600,000      | 44.8  |
|          | 西田面簡易水道事業  | 8,400,000      | 5,800,000      | 2,600,000      | 44.8  |
|          | 下水道事業      | 16,721,952,112 | 17,306,965,217 | △585,013,105   | △3.4  |
|          | 地方卸売市場事業   | 56,527,045     | 83,392,965     | △26,865,920    | △32.2 |
|          | 扇町土地区画整理事業 | 3,237,866,701  | 3,662,258,807  | △424,392,106   | △11.6 |
|          | 農業集落排水事業   | 2,066,444,316  | 2,187,823,438  | △121,379,122   | △5.5  |
|          | 個別生活排水事業   | 1,070,253,045  | 1,015,486,956  | 54,766,089     | 5.4   |
|          | 計          | 23,169,843,219 | 24,267,527,383 | △1,097,684,164 | △4.5  |
| 合 計      |            | 65,745,296,412 | 65,866,136,559 | △120,840,147   | △0.2  |

### ④各特別会計の収支状況について

特別会計全体についての決算審査意見は上記のとおりであるが、個別の特別会計のうち、付すべき意見としては次のとおりである。

#### 1)国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計の歳入総額は、前年度に比べ 2,602,390,326 円減(17.9%減)の

11,969,626,181 円、歳出総額は、前年度に比べ 2,399,507,776 円減(16.9%減)の 11,804,387,671 円となり、歳入歳出差引額である形式収支は、165,238,510 円の黒字となっており、翌年度に繰り越すべき財源はないことから、実質収支も同額の黒字となっている。

歳入歳出総額の大きな減少は、平成 30 年度から、国民健康保険の財政運営制度が「市町村単位」から「県単位」に大きく変わったことによる。県は、市町村からの国民健康保険事業費納付金や国等からの補助金等を財源とし、保険給付に必要な費用の全額を各市町村に交付する。歳入については、これまで、各市町村が国から交付を受けていた療養給付費等負担金や財政調整交付金、さらには、保険者間の財政調整として社会保険診療報酬支払基金を通して交付を受けていた前期高齢者交付金等については、県が交付を受ける窓口となった。歳出については、後期高齢者支援金及び介護納付金については、これまで、各市町村が社会保険診療報酬支払基金に納付していたものが、県が支払いの窓口となったことから、医療給付費分と併せて、県に国民健康保険事業費納付金として納付することになった。また、歳入歳出総額の減少は、県単位化により、これまで行っていた県内の市町村間による医療費の再保険制度である高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業が廃止され、年額 30 億円超の歳入である交付金及び歳出である拠出金が皆減したことによることが大きい。

国民健康保険税については、調定額は 3,064,112,531 円(前年度比 4.0%減)、収入済額は 2,231,661,873 円(前年度比 4.9%減)、現年度分の対調定収納率は 91.7%(前年度比 0.3 ポイント増)であり、県内 13 市中で高い方から 9 位、現年度分と滞納繰越分を合わせた対調定収納率は 72.8%(前年度比 0.8 ポイント減)、不納欠損額は 30,861,056 円(前年度比 15.9%増)となっている。国民健康保険税収の減は、人口減少や満 75 歳到達による後期高齢者医療制度への移行者の増加などにより、国民健康保険加入世帯数及び被保険者数がともに減少していることによる。加入世帯数は 16,586 世帯(前年度比 2.9%減)、被保険者数は 26,248 人(前年度比 4.6%減)となっており、減少は年々続いている傾向にある。

保険給付費については、7,878,479,170 円(前年度比 2.4%減)であり 4 年連続して減少している。しかし、一人当たり医療費は 346,249 円(前年度比 2.4%増)となっており、医療技術の高度化や高齢化の進行などにより年々増加している。これは、被保険者全体に占める前期高齢者の比率が高く、その割合が年々増加傾向にあることもその一因となっており、所管課の分析によると、この傾向は「団塊の世代」が 75 歳のピークとなる 2025 年(令和 7 年)頃まで継続するとしている。一方、この一人当たり医療費は、県内市町村平均の 361,844 円と比べると低い水準であり、また、県内 13 市中では低い方から 3 位の水準であるが、伸び率については、県内市町村平均の 2.1%を 0.3 ポイント上回っている。

一方、特定健康診査の受診率は平成 29 年度確定値で 46.2%となっている。これは国が定めた目標値の 60%には届かないが、県内市町村平均の 41.9%を上回っており、県内 13 市中では高い方から 2 位の水準である。また、特定保健指導率については同年度確定値で 66.7%となっており、国の目標値の 60%を達成し、県内 13 市中では高い方から 3 位、県内全 59 市町村中でも 13 位の水準である。特定健康診査の受診率や特定保健指導率の高さが、すぐに医療費の抑制につながるものではないが、特定健康診査・特定保健指導等保健事業の努力の結果が、長期的にみれば医療費が高額となる生活習慣病を起因とする疾患の発症や重症化を予防し、医療費の伸びの抑制につながっているものと思われる。これらの取組に引き続き努力されたい。

また、一般会計からの基準外繰入は無かった。これまでは、被保険者数の減少によって国民健康保険税収が減少する一方で、一人当たり医療費が増加し、保険給付費が増加する傾向を国民健康保険税率改定に適宜反映させることが困難であり、結果して決算補てんを目的とした基準外繰入をする年度が続いた。今回の財政運営制度改正により、保険給付に必要な費用は県が交付する保険給付費等交付金が全額充てられることになったため、決算補てんを目的とした一般会計からの基準外繰入は、原則、その必要は無くなった。

今回の財政運営制度改正後は、市は国民健康保険税収等を財源として、国民健康保険事業費納付金を県に納付することとなった。今後も、被保険者数や医療費の動向を見極め、国民健康保険税の適正課税や収納率の向上、医療費適正化等に取り組み、持続可能な国民健康保険事業となるよう努力されたい。

なお、国民健康保険準備金積立金については、前年度からの繰越金から、同年度事業の終了に伴い確定する国庫返還金等や一般会計繰出金を差し引いた結果、剰余金が生じたため、平成30年度9月補正で33,647千円が、更に2月補正で175,509千円が計上され、積立金は209,164,215円となり、準備金期末残高は293,419,663円となった。この準備金は、国民健康保険税を財源とする国民健康保険事業費納付金に不足が生じた場合に、それを補てんするために活用できるものである。当該準備金については、国民健康保険条例第10条の2第1項の規定を踏まえ、適切な運用が図られるよう、今後も引き続き留意されたい。

#### 加入世帯数及び被保険者数

| 区 分       | 平成30年度 | 平成29年度 | 比較増減   | 増減率(%) |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 加入世帯数(世帯) | 16,586 | 17,087 | △501   | △2.9   |
| 被保険者数(人)  | 26,248 | 27,528 | △1,280 | △4.6   |

#### 歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円・%)

| 区 分 | 平成30年度    | 平成29年度         | 比較増減           | 増減率            |         |
|-----|-----------|----------------|----------------|----------------|---------|
| 歳入  | 国民健康保険税   | 2,231,661,873  | 2,347,823,562  | △116,161,689   | △4.9    |
|     | 国庫支出金     | 2,754,822      | 3,343,720,111  | △3,340,965,289 | △99.9   |
|     | 県支出金      | 8,036,491,758  | 625,124,329    | 7,411,367,429  | 1,185.6 |
|     | 療養給付費等交付金 | —              | 378,916,406    | △378,916,406   | 皆減      |
|     | 前期高齢者交付金  | —              | 2,934,969,975  | △2,934,969,975 | 皆減      |
|     | 繰入金       | 1,292,544,047  | 1,350,142,200  | △57,598,153    | △4.3    |
|     | 共同事業交付金   | —              | 3,249,905,818  | △3,249,905,818 | 皆減      |
|     | その他       | 406,173,681    | 341,414,106    | 64,759,575     | 19.0    |
|     | 合計(A)     | 11,969,626,181 | 14,572,016,507 | △2,602,390,326 | △17.9   |

|                               |              |                |                |                |       |
|-------------------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 歳<br>出                        | 総務費          | 332,865,660    | 344,946,887    | △12,081,227    | △3.5  |
|                               | 保険給付費        | 7,878,479,170  | 8,069,304,508  | △190,825,338   | △2.4  |
|                               | 国民健康保険事業費納付金 | 2,934,207,400  | —              | 2,934,207,400  | 皆増    |
|                               | 保健事業費        | 117,654,210    | 116,874,102    | 780,108        | 0.7   |
|                               | 準備金積立金       | 209,164,215    | 83,937,592     | 125,226,623    | 149.2 |
|                               | 諸支出金         | 332,017,016    | 237,553,371    | 94,463,645     | 39.8  |
|                               | 後期高齢者支援金等    | —              | 1,526,950,207  | △1,526,950,207 | 皆減    |
|                               | 前期高齢者納付金等    | —              | 5,728,794      | △5,728,794     | 皆減    |
|                               | 老人保健拠出金      | —              | 35,026         | △35,026        | 皆減    |
|                               | 介護納付金        | —              | 647,909,099    | △647,909,099   | 皆減    |
|                               | 共同事業拠出金      | —              | 3,170,655,861  | △3,170,655,861 | 皆減    |
|                               | 合計 (B)       | 11,804,387,671 | 14,203,895,447 | △2,399,507,776 | △16.9 |
| 形式収支(実質収支)<br>(C) = (A) - (B) | 165,238,510  | 368,121,060    | △202,882,550   | △55.1          |       |

※歳入額(11,969,626,181 円)には、未還付分 1,666,000 円が含まれている。

## 国民健康保険準備金の状況

(単位:千円)

| 区 分    | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年度末現在高 | 317      | 317      | 317      | 84,255   | 293,419  |

## 2)介護保険特別会計

介護保険特別会計については、平成 30 年度から令和 2 年度までを計画期間とする「高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」の第一年度に当たり、第 1 号被保険者の介護保険料改定を行って最初の事業年度となった。

歳入総額は 12,037,060,517 円(前年度比 5.5%増)、うち「介護保険料」の収入済額は 2,407,508,302 円(前年度比 4.7%増)、「介護保険料」の対調定収納率は 96.9%(前年度比 0.4 ポイント増)となっており、特に普通徴収の収納率は、前年度と比較すると、現年度分で 1.8 ポイント、滞納繰越分で 2.0 ポイントの増となっている。また、前期計画末(平成 29 年度末)の介護給付費準備基金が 7 億円を超える見込みであったため、今期の介護保険料改定に当たっては、この準備基金を取り崩して、その上昇を抑制する計画としたところである。こうしたことから、計画期間第一事業年度である平成 30 年度においても、「介護給付費準備基金繰入金」(基金取崩金)は 76,269,000 円となったところである。

歳出総額は 11,683,256,208 円(前年度比 4.5%増)、うち「保険給付費」は 10,460,741,602 円(前年度比 4.6%増)、「地域支援事業費」は 715,187,135 円(前年度比 11.9%増)となっている。また、平成 29 年度決算に伴う保険料の剰余分等の「介護給付費準備基金積立金」は 70,826,327 円(前年度比



47.1%減)となり、前述の基金取崩しも含めて平成30年度末の基金現在高は737,132,638円となったところである。

以上の結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支、実質収支ともに、353,804,309円の黒字となった。ただし、本特別会計事業の性格上、次年度に、介護給付費等の確定により、国県への負担金等の返還金、剰余金の介護給付費準備基金積立金への積立等、必要な調整を要することに留意しなければならない。

本市においても、人口総数は年々減少する一方、65歳以上の高齢者数は年々増加しており、それに伴い要介護認定者数も増加している。本市における65歳以上の高齢者に占める全認定者数(第1号被保険者のみ)の割合は20%で、全国平均の18%、福島県平均の19%とほぼ同水準である。一方で、本市における、全認定者数に占める要支援1から要介護1までの「軽度の認定者数」の割合は54%と高く、全国平均の48%、福島県平均の44%を超え、県内59市町村で第1位の水準である。これは、要介護・要支援状態にならないための介護予防事業、地域包括支援センター事業等の取組によって、早い段階から支援体制を充実させ、重度化への防止が図られている結果といえよう。今後も、医療・介護・予防の専門的なサービスと地域における生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し円滑で持続可能な介護保険制度の運営に向け、引き続き努力されたい。

#### 歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円・%)

| 区 分                           |         | 平成30年度         | 平成29年度         | 比較増減        | 増減率   |
|-------------------------------|---------|----------------|----------------|-------------|-------|
| 歳入                            | 保険料     | 2,407,508,302  | 2,298,700,600  | 108,807,702 | 4.7   |
|                               | 国庫支出金   | 2,855,590,369  | 2,687,875,375  | 167,714,994 | 6.2   |
|                               | 支払基金交付金 | 2,998,801,296  | 2,908,493,000  | 90,308,296  | 3.1   |
|                               | 県支出金    | 1,692,744,292  | 1,633,465,165  | 59,279,127  | 3.6   |
|                               | 繰入金     | 1,839,829,000  | 1,737,774,000  | 102,055,000 | 5.9   |
|                               | その他     | 242,587,258    | 148,541,041    | 94,046,217  | 63.3  |
|                               | 合計(A)   | 12,037,060,517 | 11,414,849,181 | 622,211,336 | 5.5   |
| 歳出                            | 総務費     | 254,403,652    | 279,329,026    | △24,925,374 | △8.9  |
|                               | 保険給付費   | 10,460,741,602 | 10,000,723,600 | 460,018,002 | 4.6   |
|                               | 地域支援事業費 | 715,187,135    | 639,296,413    | 75,890,722  | 11.9  |
|                               | 基金積立金   | 70,826,327     | 133,896,671    | △63,070,344 | △47.1 |
|                               | 諸支出金    | 182,097,492    | 121,811,827    | 60,285,665  | 49.5  |
|                               | 合計(B)   | 11,683,256,208 | 11,175,057,537 | 508,198,671 | 4.5   |
| 形式収支(実質収支)<br>(C) = (A) - (B) |         | 353,804,309    | 239,791,644    | 114,012,665 | 47.5  |

※歳入額(12,037,060,517円)には、未還付分2,794,000円が含まれている。

### 3) 下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・個別生活排水事業特別会計

#### ア. 概況

本市の汚水処理については、①市街地の汚水を集合処理により実施する公共下水道事業、②農村地域の汚水を集合処理により実施する農業集落排水事業、③それ以外の地域における汚水処理を実施する個別生活排水事業に分けて、3つの特別会計によって汚水処理を実施している。

公共下水道事業は、基幹的な汚水及び雨水処理の機能を担っており、計画面積 2,718.0ha に対し、平成 30 年度末現在で、整備面積 1,931.5ha、整備率 71.1% であり、整備済の処理区域内人口 82,080 人に対し、水洗化済人口は 69,737 人、水洗化率は 85.0% となっている。

農業集落排水事業は、計画面積 417.4ha の整備が平成 27 年度に終了しているが、処理区域内人口 4,555 人に対し、水洗化済人口は 3,129 人、水洗化率は 68.7% (旧会津若松市 94.3%、北会津町 62.4%) と低くなっている。

個別生活排水事業は、合併浄化槽の全体計画基数 4,300 基に対し、整備基数 999 基、整備率 23.2% と進捗率が最も低い、事業の性格もあって、処理区域内人口 3,457 人の 100% が水洗化済である。

#### 整備状況・水洗化状況

| 区 分      | 計画面積<br>(計画基数) | 平成 30 年度末<br>整備面積<br>(整備基数) | 整備率<br>(%) | 処理区域内<br>人口(人) | 水洗化済<br>人口(人) | 水洗化率<br>(%) |
|----------|----------------|-----------------------------|------------|----------------|---------------|-------------|
| 公共下水道事業  | 2,718.0ha      | 1,931.5ha                   | 71.1       | 82,080         | 69,737        | 85.0        |
| 農業集落排水事業 | 417.4ha        | 417.4ha                     | 100.0      | 4,555          | 3,129         | 68.7        |
| 個別生活排水事業 | 4,300 基        | 999 基                       | 23.2       | 3,457          | 3,457         | 100.0       |

#### イ. 収支状況及び歳入・歳出決算状況

3特別会計の平成 30 年度決算の収支状況は、いずれも、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は黒字となっており、これら特別会計の収支状況に特に問題はない。

また、3特別会計の事業特性や対象とする面積・人口、さらには事業進捗に大きな違いがあるため、平成 30 年度の歳入・歳出決算状況にも、そうした違いが反映されたものとなっている。

まず、下水道事業特別会計の財政規模は、平成 30 年度の歳入・歳出決算ベースで、約 33 億円であり、他の 2 つの特別会計の約 3 億円と比べると大きな規模になっている。これは、水洗化済人口で 3 つの特別会計を比べると下水道事業特別会計が他の会計を大きく上回ることから事業規模は適正であると考えられる。また、歳入面では、同会計の「使用料及び手数料」が平成 30 年度決算の歳入総額に占める割合の 5 割以上であるのに対し、他の 2 つの会計におけるこの割合は 2 割以下であり、受益者負担がより機能しているといえる。

また、水洗化率は 85.0% と未だ改善の余地があり、受益者負担の促進のためにも、水洗化の普及促進が必要であり、歳出面では、整備率が約 7 割と整備途上にあるため、下水道管理設工事等の「建設費」が、平成 30 年度決算で歳出総額の約 3 割を占めている。

なお、平成 30 年度においては「公債費」が歳出総額の約 5 割を占めており、前年度に比べ公債費の

歳出総額に対する割合が大きくなっているが、公債費の金額は前年度に比べ減少しており、また、起債に当たっては普通会計と同様に元金償還額以下にするという抑制方針で対応しているところであり、今後、逐次逡減していくものと思われる。

次に、農業集落排水事業特別会計については、水洗化済人口が個別生活排水事業より300人程度少ないものの、「使用料及び手数料」は同事業特別会計より約4百万円ほど多くなっているが、水洗化率は68.7%と3事業の中で最も低く、今後、より一層水洗化の普及を促進し、受益者負担を高めていくことが急務である。歳出面では、面的整備が終了していることもあって、歳出総額に占める「建設費」の割合は約1割となっており、その額も3つの特別会計の中で最低である。歳出総額に占める割合と金額が最も高いものが「公債費」であるが、面的整備は終了しているため、新たな面的整備に伴う起債は必要とせず、既存市債の償還が逐次終了し、公債費は逡減していくものと考えられる。今後は、「管理費」の節減について取り組む必要がある。

最後に個別生活排水事業は、整備率が23.2%と低く、今後、3,000基を超える整備が必要である。平成30年度は41基を整備したが、費用として1億円以上の「建設費」を要しており、今後も多くの時間と経費が必要な事業である。今後の整備や維持管理に必要な経費、さらには受益者負担などの課題について整理・検討を加えながら事業に取り組んでいくことが必要である。

#### 歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

| 区 分                 |          | 下水道事業         | 農業集落排水事業    | 個別生活排水事業    |
|---------------------|----------|---------------|-------------|-------------|
| 歳<br>入              | 分担金及び負担金 | 53,398,690    | 1,766,000   | 6,080,249   |
|                     | 使用料及び手数料 | 1,689,242,170 | 49,022,751  | 45,349,363  |
|                     | 国庫支出金    | 307,200,000   | 16,000,000  | 15,120,000  |
|                     | 県支出金     | 3,618,000     | —           | 4,451,000   |
|                     | 繰入金      | 566,608,000   | 194,512,000 | 117,661,000 |
|                     | 繰越金      | 67,565,993    | 17,262,761  | 24,526,739  |
|                     | 諸収入      | 19,462,798    | 4,553,800   | 4,140,550   |
|                     | 市債       | 615,100,000   | 14,100,000  | 85,100,000  |
|                     | 合計(A)    | 3,322,195,651 | 297,217,312 | 302,428,901 |
| 歳<br>出              | 総務費      | 124,433,629   | 12,050,926  | 4,461,796   |
|                     | 建設費      | 1,060,758,804 | 29,200,338  | 114,409,751 |
|                     | 管理費      | 555,243,288   | 70,972,624  | 113,709,814 |
|                     | 公債費      | 1,513,625,363 | 175,536,688 | 44,112,696  |
|                     | 合計(B)    | 3,254,061,084 | 287,760,576 | 276,694,057 |
| 形式収支(C) = (A) - (B) |          | 68,134,567    | 9,456,736   | 25,734,844  |
| 翌年度に繰り越すべき財源(D)     |          | 0             | 0           | 0           |

|                      |            |           |            |
|----------------------|------------|-----------|------------|
| 実質収支 (E) = (C) - (D) | 68,134,567 | 9,456,736 | 25,734,844 |
|----------------------|------------|-----------|------------|

※下水道事業特別会計歳入額(3,322,195,651円)には、未還付分51,048円が含まれている。

## ウ. 経営分析

こうした中で、国からの要請も踏まえ、経営基盤の強化、経営の透明化を図るため、これら3事業について、令和2年度から地方公営企業法を全部適用する方針である。このような動きもあることから、現在の3つの特別会計について、国が示している公営企業会計の経営分析指標によって比較を行ったところである。

まず、収益的収支比率については、3つの事業間で他の指標に比べ大きな差は生じていない。

次に、経費回収率は、100%の公共下水道事業に対し、残りの2事業はその4割から7割弱にとどまっている。

また、汚水処理原価についても処理水量の違いにもよるが、農業集落排水事業は公共下水道事業の約1.4倍、個別生活排水事業は約2倍と開きがある。

確かに3つの汚水処理方式については、それぞれの地域の実情によって整備率や水洗化率も異なり、さらには補助金の国の所管の違いもあって、経営的側面や効率性の観点のみを重視し判断することは避けなければならないが、令和2年度の公営企業会計導入に伴い、これまで以上に効率性の差異や課題がより鮮明になってくると思われる。したがって、長期的課題としてこれら3事業のそれぞれのあり方や事業間連携の可能性などについて、多面的に研究・検討していく必要がある。

さらに、機構改革により3会計の所管が上下水道局に移行する予定であり、3事業に係る人件費などの経費において変動があることが想定され、今後の動向を注視する必要がある。

## 経営分析指標

| 項 目                                    | 公共下水道事業               | 農業集落排水事業              | 個別生活排水事業              | 説 明  |
|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|
| 収益的収支比率<br>[総収益/(総費用+地方債償還金)×100]      | 98.2%                 | 93.1%                 | 100.8%                | 料金収入等で維持管理費等をどの程度賄えているかを表す。                        |
| 経費回収率<br>[下水道等使用料/汚水処理費(公費負担分を除く)×100] | 100.0%                | 66.8%                 | 39.8%                 | 使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す。                     |
| 汚水処理原価<br>[汚水処理費(公費負担分を除く)/年間有収水量]     | 200.4円/m <sup>3</sup> | 279.6円/m <sup>3</sup> | 412.1円/m <sup>3</sup> | 有収水量1m <sup>3</sup> あたりの汚水処理に要した経費で、汚水処理に係るコストを表す。 |
| 施設利用率<br>[晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力×100]   | 87.7%                 | 32.2%                 | 51.2%                 | 施設設備の一日処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する。   |

※平成30年度決算ベースによる速報値

参考資料:福島県市町村公営企業経営比較分析表

#### 4) 湊町簡易水道事業特別会計・西田面簡易水道事業特別会計

湊町簡易水道事業及び西田面簡易水道事業においては、地理的・地形的条件によって、会津若松市水道事業とは別に、中山間地域における簡易水道事業として、特別会計によって運営されており、給水人口がそれぞれ 220 人前後の小規模な事業体であり、今後も少子高齢化が進む中で、給水人口や給水量の大幅な増加は見込みにくい現状にある。こうしたことから、施設面では、規模拡大を図るような新たな投資は行われておらず、老朽化が進む施設の維持補修や機能保全に努めているところである。

こうした状況下にある両特別会計の平成 30 年度決算は、平成 29 年度に実施した法適化固定資産整理支援業務が終了したため、両会計ともその額は前年度に比べ大幅な減となり、歳入総額で湊町簡易水道事業特別会計は約 1 千万円、西田面簡易水道事業特別会計は約 8 百万円となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、湊町簡易水道事業特別会計が 2,561,928 円、西田面簡易水道事業特別会計が 2,757,125 円の黒字となっており、両特別会計とも翌年度に繰り越すべき財源はないことから、これらの額が実質収支となっている。以上のとおり、両特別会計の収支状況は、形式収支・実質収支ともに黒字であり、特に問題となる状況にはない。

次に、歳入状況としては、「使用料及び手数料」については、ほぼ横ばいで推移しており、両特別会計間で約 90 万円の差異はあるものの、これは介護施設等事業用給水需要の有無等による年間有収水量の違い(約 13,000m<sup>3</sup>)によるもので、料金体系の差によるものではない。

また、両特別会計の「市債」については、企業会計制度の導入に備え行った法適化移行支援業務委託に伴うものであり、平成 29 年度に法適化固定資産整理支援業務が終了したことに伴い前年度と比べ 2 百万円減額となっている。

一方、歳出状況については、特徴の 1 つとして両特別会計とも「公債費」が 2,925 円と極めて少額なことである。また、「水道事業費」で約 180 万円の差異があるが、これは湊町簡易水道事業では給水施設が 2 箇所であるのに対し、西田面簡易水道事業のそれは 1 箇所という違いによるものである。

最後に、両特別会計の平成 30 年度決算における一般会計からの繰入金の有無については、歳入における水道料金収入の違いと歳出における給水施設等の維持管理費用の違いによるものである。

なお、令和 2 年度からの法適化に向け、公営企業会計システムへの移行作業などが進められているが、公営企業会計が導入された場合、両会計における経営状況の厳しさがこれまで以上に数値的に浮き彫りとなる可能性があり、今後、両会計の運営について注視していく必要がある。

#### 水道状況(各年度末現在)

| 区 分      | 湊町簡易水道 |      | 西田面簡易水道 |      | 摘 要                        |
|----------|--------|------|---------|------|----------------------------|
|          | 給水人口   | 給水件数 | 給水人口    | 給水件数 |                            |
| 平成 30 年度 | 218 人  | 94 件 | 217 人   | 62 件 | 東田面 58 件、下馬渡 36 件、西田面 62 件 |
| 平成 29 年度 | 220 人  | 95 件 | 233 人   | 64 件 | 東田面 59 件、下馬渡 36 件、西田面 64 件 |
| 比較増減     | △2 人   | △1 件 | △16 人   | △2 件 |                            |

歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

| 区 分                           |          | 湊町簡易水道事業  | 西田面簡易水道事業 |
|-------------------------------|----------|-----------|-----------|
| 歳<br>入                        | 使用料及び手数料 | 1,484,333 | 2,431,020 |
|                               | 繰入金      | 3,054,000 | —         |
|                               | 繰越金      | 2,451,664 | 2,944,728 |
|                               | 市債       | 2,600,000 | 2,600,000 |
|                               | 合計 (A)   | 9,589,997 | 7,975,748 |
| 歳<br>出                        | 水道事業費    | 7,025,144 | 5,215,698 |
|                               | 公債費      | 2,925     | 2,925     |
|                               | 合計 (B)   | 7,028,069 | 5,218,623 |
| 形式収支(実質収支)<br>(C) = (A) - (B) |          | 2,561,928 | 2,757,125 |

5)観光施設事業特別会計

平成 30 年度の決算状況は、歳入総額 141,968,481 円、歳出総額 125,440,654 円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、16,527,827 円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支についても、形式収支と同額の黒字となっている。

歳入総額は 150,203,751 円の減(前年度比 51.4%減)となっているが、これは、繰越金の増や寄附金の増による「その他」16,724,858 円の増、さらには「諸収入」5,619,410 円の増などがあったものの、前年度に実施した鶴ヶ城公園廊下橋改修工事の完了等に伴う若松城整備等基金からの「繰入金」144,712,440 円の減、「国庫支出金」4,114,000 円の減、さらには「事業収入」23,721,579 円の減によるものである。

なお、「事業収入」は、有料観光施設の入場料収入から指定管理料を差し引いた額の8割(残り2割は指定管理制度のインセンティブ)であるが、その減は平成 30 年度からの指定管理事業切替時において、従前には指定管理者に別途業務委託されていた観光誘客促進業務が指定管理業務の一環とされたこともあり、算定方式の枠組が変更となり、併せて、指定管理者制度のインセンティブが1割から2割に増えたことによるものである。なお、若松城天守閣入場料、隣閣観覧料及び市営観光駐車場使用料自体は戊辰 150 周年記念事業の効果もあって、3施設合計で 12,370,339 円増(前年度比 4.4%増)の 291,561,870 円となったところである。

一方、歳出総額は 150,260,032 円の減(前年度比 54.5%減)となっており、「総務費」12,874,685 円の減は、基金積立金の減によるものである。「若松城天守閣費」については、一般会計繰出金が前年度に比べ 13,766 千円増加しており、一般会計において、これを財源の一部として戊辰 150 周年記念事業と 2019 春の観光誘客促進事業が実施されたところであるが、前年度で走り長屋外壁修理工事等が完了となったことや前述の観光誘客促進業務委託の皆減によって減額が増額を上回り、11,137,291 円の減となった。また、前年度に鶴ヶ城公園廊下橋改修工事が完了したことによって「若松城整備費」は

125,572,186 円の減となった。

以上のことから、歳入の減は、主に事業収入が減少したこと及び若松城整備等基金繰入金の減が他の項目の増を上回ったこと等の結果であり、歳出の減は、主に、鶴ヶ城公園廊下橋改修工事が完了したことによる「若松城整備費」の大幅な減等によるものである。

このように、当該特別会計の収支状況については、前年度に行われた繰上充用もなく、形式収支、実質収支とも黒字であり、特に問題は見当たらない。

また、若松城整備等基金については、一般会計への繰出金もあって、近年の積立額には及ばないものの、取崩額を必要最小限に抑えることで、前年度末残高を上回る額となっている。

今後は、観光産業のシンボリック的存在である若松城を管轄する観光施設事業特別会計として、関連団体との連携のもと、本市の観光資源の魅力の向上と活用を図りながら、更なる観光誘客の促進に努めることが必要である。

### 歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円・%)

| 区 分                  |          | 平成 30 年度    | 平成 29 年度    | 比較増減         | 増減率   |
|----------------------|----------|-------------|-------------|--------------|-------|
| 歳<br>入               | 事業収入     | 100,369,496 | 124,091,075 | △23,721,579  | △19.1 |
|                      | 国庫支出金    | —           | 4,114,000   | △4,114,000   | 皆減    |
|                      | 繰入金      | 2,786,400   | 147,498,840 | △144,712,440 | △98.1 |
|                      | 諸収入      | 13,755,614  | 8,136,204   | 5,619,410    | 69.1  |
|                      | その他      | 25,056,971  | 8,332,113   | 16,724,858   | 200.7 |
|                      | 合計 (A)   | 141,968,481 | 292,172,232 | △150,203,751 | △51.4 |
| 歳<br>出               | 総務費      | 28,220,100  | 41,094,785  | △12,874,685  | △31.3 |
|                      | 若松城天守閣費  | 80,638,798  | 91,776,089  | △11,137,291  | △12.1 |
|                      | 若松城整備費   | 15,758,067  | 141,330,253 | △125,572,186 | △88.9 |
|                      | 隣閣費      | 802,971     | 1,163,848   | △360,877     | △31.0 |
|                      | 駐車場費     | 20,718      | 7,035       | 13,683       | 194.5 |
|                      | 前年度繰上充用金 | —           | 328,676     | △328,676     | 皆減    |
|                      | 合計 (B)   | 125,440,654 | 275,700,686 | △150,260,032 | △54.5 |
| 形式収支 (C) = (A) - (B) |          | 16,527,827  | 16,471,546  | 56,281       | 0.3   |
| 翌年度に繰り越すべき財源 (D)     |          | 0           | 0           | 0            | 0.0   |
| 実質収支 (E) = (C) - (D) |          | 16,527,827  | 16,471,546  | 56,281       | 0.3   |

### 若松城整備等基金状況

(単位:円)

| 区 分    | 平成 28 年度    | 平成 29 年度    | 平成 30 年度    |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 年度当初残額 | 386,722,879 | 466,732,748 | 343,910,908 |

|       |             |             |             |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 積立額   | 134,495,869 | 24,677,000  | 13,680,000  |
| 取崩額   | 54,486,000  | 147,498,840 | 2,786,400   |
| 年度末残高 | 466,732,748 | 343,910,908 | 354,804,508 |



### (3)財産に関する調書意見

「財産に関する調書」は、各所管から報告された土地・建物の増減面積を加減することで調製されてきたが、地方公会計制度導入に伴い国から通知のあった「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、平成 29 年度から全庁的に全ての土地・建物について1件ごとに固定資産台帳が整備されたことを踏まえ、今般、「財産に関する調書」の調製にあっても、当該台帳の数値を積み上げることによって、用途区分ごとの現有面積及び総面積を再算定したところである。また、併せて、用途区分のあり方についても必要に応じて精査・見直しを加えながら作成したものである。こうしたことから、「財産に関する調書」における「決算年度増減高」について、今回は、調製方法の見直しに伴う変更も含まれていることに留意が必要である。いずれにしても、今回の調製は、これまで以上に実態をより正確に反映した「財産に関する調書」にするための努力として評価するものであり、今後も、より適正な「財産に関する調書」の調製に努められたい。

なお、公営企業に位置づけられている特別会計のうち、下水道事業、農業集落排水事業及び個別生活排水事業の3特別会計については、令和2年度から地方公営企業法を全部適用する方針であり、湊町簡易水道事業及び西田面簡易水道事業の2特別会計については、一部適用の見込みである。したがって、これらの5特別会計は、貸借対照表が必須となり、これまでの「財産に関する調書」で対象となっていた土地、建物に加え、排水(配水)設備等の構築物や電気設備等の機械・装置など細分化した取扱いが必要となることを踏まえ、万全の準備で臨まれたい。

#### ①一般会計

当年度の財産に関する現在高状況は、次表のとおりであり、主な増減理由は次のとおりである。

##### 1)公有財産

土地は、7,035,597.95㎡であり、前年度に比べ 9,108.91㎡減となっているが、これは平成 30 年度事務執行分として 3,447.93㎡減となったことに加え、「財産に関する調書」の調製方法の見直しによる減があったためである。そのうち、平成 30 年度事務執行分としては、御旗町1号緑地等における法務局地図作成による面積確定に伴う増加があったものの、旧若松測候所敷地などの売却等による減少があったこと等によるものである。

なお、調製方法の見直しによる主な変更点は、うるし植栽団地や南原開発農地について利用実態を踏まえ、公共用財産の「その他の施設」から公用財産の「その他の施設」に、旧大学予定地について現況を踏まえ「普通財産」から「山林」に再分類するなど、適正な区分への異動を行ったことによるものである。

建物は、492,960.66㎡であり、前年度に比べ 4,666.48㎡増加となっているが、これは、平成 30 年度事務執行分として 2,989.48㎡増となったことに加え、調製方法の見直しにより増があったためである。このうち平成 30 年度事務執行分として、城前団地住宅の解体等による減少があったものの、城北小学校校舎北東棟及びICT オフィス(持ち分 100 分の 46 の共有財産)の新築等による増加があったこと等によるものである。

なお、調製方法の見直しによる主な変更点は、鶴ヶ城体育館やあいづ総合体育館など都市公園内の運動施設を「公共用財産」の「その他の施設」から「公園」に再分類するなど、適正な区分への異動

を行ったことによるものである。

出資による権利は、932,619千円であり、前年度に比べ1,133,440千円減少しているが、これは、ふるさと市町村圏事業の終了により出資金が減少したことによるものである。

## 2)物品

物品(取得価格50万円以上のもの)は、1,507台であり、前年度に比べ7台減少しているが、これは各種物品の増減等の総計で車両4台及び器具備品3台が減少したことによるものである。

## 3)債権

債権は、21,623千円であり、前年度に比べ477千円減少しているが、これは、災害援護資金貸付金が償還が始まったことにより減少したことによるものである。

## 4)基金

基金は、9,319,369千円であり、前年度に比べ1,379,047千円増加しているが、これは、復興基金等が減少したものの、まちの拠点整備等基金が設立され増加したこと等によるものである。

### 財産の現在高状況(一般会計)

| 会計               | 区 分              |          | 単位             | 前年度末<br>現在高  | 決算年度中の<br>増減高 | 決算年度末<br>現在高 |
|------------------|------------------|----------|----------------|--------------|---------------|--------------|
| 一<br>般<br>会<br>計 | 公<br>有<br>財<br>産 | 土 地      | m <sup>2</sup> | 7,044,706.86 | △9,108.91     | 7,035,597.95 |
|                  |                  | 建 物      | m <sup>2</sup> | 488,294.18   | 4,666.48      | 492,960.66   |
|                  | 山 林              | 立木の推定蓄積量 | m <sup>3</sup> | 58,060.4     | 312.5         | 58,372.9     |
|                  | 動 産              | 浮棧橋      | 個              | 1            | 0             | 1            |
|                  | 物 権              | 地上権      | m <sup>2</sup> | 913.00       | 0.00          | 913.00       |
|                  | 無体財産権            | 商標権      | 件              | 7            | 0             | 7            |
|                  | 有価証券             | 株 券      | 千円             | 190,370      | 0             | 190,370      |
|                  | 出資による権利          |          | 千円             | 2,066,059    | △1,133,440    | 932,619      |
|                  | 物 品              | 車 両      | 台              | 224          | △4            | 220          |
|                  |                  | 器具備品     | 台              | 1,290        | △3            | 1,287        |
| 計                |                  | 台        | 1,514          | △7           | 1,507         |              |
| 債 権              |                  | 千円       | 22,100         | △477         | 21,623        |              |
| 基 金              |                  | 千円       | 7,940,322      | 1,379,047    | 9,319,369     |              |

## ②特別会計

水道事業会計を除く12特別会計を集約した当年度の財産に関する現在高状況は、次表のとおりであり、主な増減理由は次のとおりである。

### 1)公有財産

12特別会計のうち、土地・建物等の公有財産を有するものは、地方財政法施行令第46条の規定により、公営企業に位置付けられている観光施設事業、下水道事業、地方卸売市場事業、農業集落排水事業、三本松地区宅地整備事業の5特別会計と、普通会計に属する扇町土地区画整理事業特別

会計の計6特別会計である。

そうした状況において、6特別会計全体で、土地は 298,482.62㎡であり、前年度に比べ 2,121.93㎡減少しているが、これは、観光施設用地や市場用地に係る調製方法の見直しによる減少によるものである。また、建物は 55,269.58㎡であり、前年度に比べ 625.78㎡増加しているが、これは観光施設事業における馬場町倉庫及び扇町土地区画整理事業における仮設住宅の解体による減少があったものの、調製方法の見直しによってそれを超える増があったためである。

なお、この他にも、下水浄化工場及び農業集落排水事業における浄化センターの土地及び建物について、利用実態を踏まえ、公共用財産の「その他の施設」から公用財産の「その他の施設」に再分類するなど、適正な区分への異動などがあったところである。

## 2)物品

物品(取得価格 50 万円以上のもの)は、183 台であり、観光施設事業において若松城下絵図屏風の購入による増や下水道事業及び介護保険において車両の購入による増等があったものの、地方卸売市場事業及び介護保険による車両の減があったため、総じて前年度に比べ台数の増減はない。

## 3)債権

債権を有する特別会計は、支払基金積立金(連合会預託金)のある国民健康保険特別会計、下水道事業受益者負担金及び損失補償契約に基づく債権がある下水道事業特別会計、各事業分担金がある農業集落排水事業特別会計及び個別生活排水事業特別会計の4特別会計に限られている。

そうした状況において、債権は、74,150 千円であり、前年度に比べ 4,813 千円増加しているが、これは、下水道事業受益者負担金が増加したこと等によるものである。

## 4)基金

基金を有する特別会計は、国民健康保険特別会計、観光施設事業特別会計及び介護保険特別会計の3特別会計となっているが、基金は、1,385,355 千円であり、前年度に比べ 214,615 千円増加しているが、これは、介護給付費準備基金が減少したものの、国民健康保険準備金及び若松城整備等基金が増加したことによるものである。

### 財産の現在高状況(特別会計)

| 会計               | 区 分              |         | 単位  | 前年度末<br>現在高 | 決算年度中の<br>増減高 | 決算年度末<br>現在高 |        |
|------------------|------------------|---------|-----|-------------|---------------|--------------|--------|
| 特<br>別<br>会<br>計 | 公<br>有<br>財<br>産 | 土 地     | ㎡   | 300,604.55  | △2,121.93     | 298,482.62   |        |
|                  |                  | 建 物     | ㎡   | 54,643.80   | 625.78        | 55,269.58    |        |
|                  |                  | 物 権     | 地上権 | ㎡           | 458.52        | 0.00         | 458.52 |
|                  |                  | 出資による権利 |     | 千円          | 30,140        | 0            | 30,140 |
| 会<br>計           | 物 品              | 車 両     | 台   | 9           | △1            | 8            |        |
|                  |                  | 器具備品    | 台   | 174         | 1             | 175          |        |
|                  |                  | 計       | 台   | 183         | 0             | 183          |        |
| 計                | 債 権              |         | 千円  | 69,337      | 4,813         | 74,150       |        |
|                  | 基 金              |         | 千円  | 1,170,740   | 214,615       | 1,385,355    |        |



# 会津若松市基金運用状況審査意見書

## 目 次

|                |       |   |
|----------------|-------|---|
| 第1 審査の種類       | ----- | 1 |
| 第2 審査の対象       | ----- | 1 |
| 第3 審査の着眼点      | ----- | 1 |
| 第4 審査の主な実施内容   | ----- | 1 |
| 第5 審査の実施場所及び日程 | ----- | 1 |
| 第6 審査の結果       | ----- | 1 |
| 第7 審査の意見       | ----- | 1 |
| 第8 基金の運用状況     | ----- | 2 |



# 決算審査意見書

## 第1 審査の種類

地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況審査

## 第2 審査の対象

平成30年度会津若松市板橋好雄奨学資金貸与基金

## 第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第9 基金の運用状況審査の着眼点」に基づき、市長から提出された基金の運用状況を示す書類について、計数の正確性を検証するとともに、資金運用が適正・効率的に行われているか等を主眼として審査を行った。

## 第4 審査の主な実施内容

会津若松市監査基準に準拠して基金の運用状況審査を行ったところであり、審査に付された基金の運用状況調書に基づき、基金の運用が設置の趣旨にそって適正かつ効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等の諸点に留意し、関係帳簿及び証拠書類を照合精査した。

## 第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局内

審査実施日程 令和元年6月21日から令和元年8月6日まで

## 第6 審査の結果

審査に付された運用状況調書の計数は正確であり、運用状況においては適正に執行されていると認められた。

## 第7 審査の意見

基金の状況は、下記の「基金の運用状況」のとおりであるが、平成30年度については、新たに2名の貸付が実行されている。その結果、平成30年度末の貸付は前年度末17名から2名増の19名となった。

貸付金の返済状況をみると、昨年度の意見書において、連帯保証人に対する速やかな所定の手続きの実施や貸付に当たっての本人を含め関係者に対する十分な意思確認の実施などを求めたところであるが、平成31年2月の新規奨学生募集時には、新たに貸付時において連帯保証人の印鑑登録証明書の提出を定めるなど、貸付手続きの強化を行ったことが確認できた。

また、今後も、返済の意思確認等によって貸付原資の確保に努めるとともに、当貸与基金の

意義及び制度内容の周知に努め、より多くの学生が利用できるよう配慮されたい。

## 第8 基金の運用状況

本年度は、2件1,000,000円の貸付、74件778,000円の返還があり、また、一般会計から基金利子相当分の226円を繰入れした結果、年度末で預金4,329,798円、貸付金7,557,000円(貸付19名)となった。